

**令和3年度
埼玉県立鳩山高等学校
いじめ防止等のための基本的な方針**

埼玉県立鳩山高等学校

令和3年4月1日

目 次

はじめに	1
第1 鳩山高校いじめ防止基本方針の策定	1
第2 いじめ問題に向けての校内組織	2
第3 いじめの未然防止のための取組	3
第4 いじめ早期発見への取組	4
第5 いじめの早期解決への取組	4
第6 「重大事態」の対応について	7
第7 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	12
<資料> 年間行事予定	13
<資料> いじめ発見のチェックポイント	14

はじめに

本校は、比較的小規模な学校であり、教職員の目が行き届く点を生かし、生徒指導部を中心に全学年同一步調で基本的生活習慣の確立を目指して指導にあたっている。

「埼玉県立鳩山高等学校いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「鳩山高校いじめ防止基本方針」という。）は、これらの指導を一層効果的に進め、生徒の尊厳を保持するため、国・埼玉県・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定や埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針を踏まえ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 鳩山高校いじめ防止基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。「鳩山高校いじめ防止基本方針」では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、「鳩山高校いじめ防止基本方針」が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込む。

具体的には、以下のとおりとする。

- (1) いじめの防止等のための本校の課題を洗い出して教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
- (2) 法第22条に基づく組織としていじめ防止推進委員会を設け、「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行する。
- (3) いじめに関するアンケート調査の結果、年間の計画の策定及び成果と課題については学校評価懇話会において評価を受けるとともに、通知文書及びホームページ等により公表する。
- (4) 埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間においては、生徒を主体とした取組を企画する。

第2 いじめ問題に向けての校内組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、法第22条に基づく組織として「いじめ防止推進委員会」を設け、「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行する。

生徒指導委員会を中核組織と位置づけ、校長、主幹教諭、教務主任、学年主任、養護教諭を加えた組織とする。

また、いじめ防止推進委員会は、基本方針に基づきいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

いじめ防止推進委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、県教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

ただし、県教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、県教育委員会の埼玉県いじめ問題調査審議会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、いじめ防止推進委員会は、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

具体的には、以下のとおりとする。

(1) いじめ防止推進委員会の構成員

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭とする。なお、個々の事案により、学級担任や部活動の顧問等の関係教職員も加わる。また、必要に応じ、学校医、スクールカウンセラーや巡回支援員（専門員）、人権擁護機関等の関係機関に助言を求め、「いじめ・非行防止支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

(2) いじめ防止推進委員会の活動内容

- ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。また、「いじめ防止推進委員会」が相談・通報の窓口であることを周知する。
- イ いじめの早期発見のため、「生徒対象いじめアンケート調査」「保護者対象いじめアンケート調査」の企画及び実施といじめが認知された場合に必要の調査及

び初期対応を行う。

- ウ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の原案作成や保護者との連携を組織的に行う。
- エ 「重大事態」が生じた場合、調査を実施する。調査結果については、法28条2項に基づき保護者に対して適切に提供する。ただし、県教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、県教育委員会の埼玉県いじめ問題調査審議会による調査を行うものとし、その調査に協力する。
- オ 鳩山高校いじめ基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

(3) いじめ防止推進委員会の開催

通常は生徒指導委員会として開催し、必要に応じて、いじめ防止推進委員会とする。いじめ事案が発生した時は、緊急でいじめ防止推進委員会を開催する。

第3 いじめの未然防止のための取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないためにいじめの問題を自分のこととして捉え、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。

いじめを未然に防止するためには、生徒が大切にされていることを実感させることが重要と考え、生徒に学習に対する達成感を育成させ自尊感情を育む。また、社会性や人間関係スキルの育成に取組む。

未然防止の基本として、生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

教職員の発言が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に注意を払う。

具体的に次の点を重点として取り組む。

- (1) 学習サポーターの効果的活用等、指導形態を工夫し、分かる授業・満足感の得られる授業を展開し、生徒の満足度を高め、欠点者を減少する。
- (2) キャリア教育の充実を図るために、進路ノート等を活用して、3年間を見通した進路計画を立案し、進路未決定者を減少する。
- (3) 各教科で公開授業、意見交換を行い、授業改善に取り組む。各教科で授業公開、意見交換を行う。
- (4) 場を清めることは、自分を清めることにつながるという観点に立ち清掃活動に取り組み、日常の清掃活動の徹底に併せ、定期的に校外美化活動にも取り組む。

- (5) 生徒の部活動加入率を増加する。
- (6) 生徒の特性を理解し、その特性を踏まえた適切な支援を行うとともに保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (7) いじめは重大な人権侵害に当たり、決して許されないことやいじめが刑事罰や不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ることを学ぶ機会を設ける。
- (8) 東日本大震災等の大規模災害で被災または避難した生徒に対し、心のケアを適切に行う。

第4 いじめ早期発見への取組

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて定期的なアンケート等の調査や教育相談等の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。生徒がいじめの情報を教職員に報告することは、生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解し、次のとおり、いじめの早期発見に努める。

- (1) 生徒・保護者を対象に生徒の実態を把握するための調査を実施する。
- (2) 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

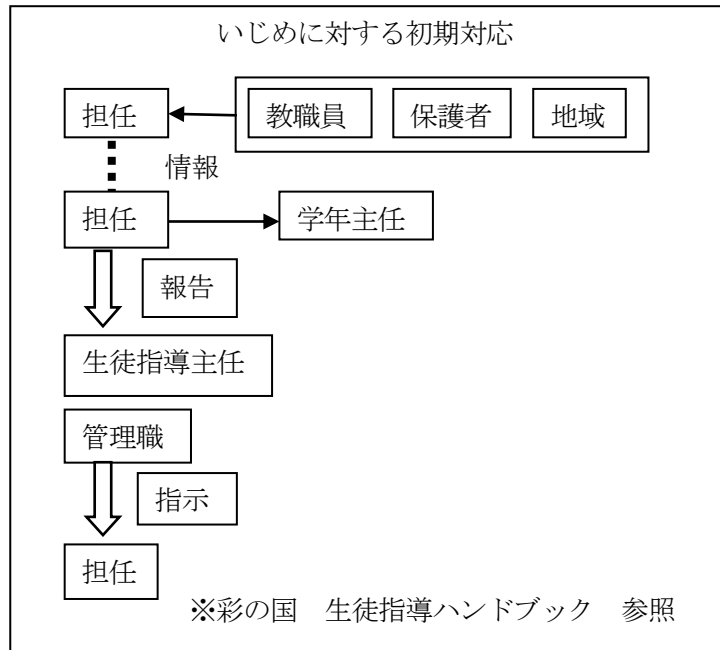
第5 いじめの早期解決への取組

教職員がいじめの発見・相談を受けた場合には、個人で判断したり、抱え込んだりすることがないように、教職員はいじめに係る情報を適切に記録するとともに速やかに学年主任・生徒指導主任に報告し、組織的な対応につなげる。

報告を受けた校長（教頭）の指示のもと、いじめ防止推進委員会を開催し、情報共有を行った後、事実関係を確認し、組織的に対応方法を決定する。

被害生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、傍観者となることなく、自分の問題として考えることのできる生徒を育てるため、生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。



1 いじめた生徒への対応

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

2 いじめられている生徒への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。その際、本人のプライドを傷つせず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

3 周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

4 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

5 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。

- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 特別活動や学校行事等を通して、学級の連帯感を育て、好ましい人間関係を築く。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。「解消している」状態であってもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間、継続していること。相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合には、いじめ防止推進委員会が判断する。教職員は、その期間が経過するまでは、被害生徒の状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止推進委員会では、いじめが解消にいたるまで被害生徒への支援を継続するため、情報を共有し、支援を継続する。

7 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報、その他の適切な措置をとる。

8 インターネットを通じて行われるいじめ対策

生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないようインターネットの使用に関するルールや情報モラルの教育の充実を図るため、ネット問題について生徒向け講演会を毎年度実施する。生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れる。

9 県教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を埼玉県教育委員会へ速やかに報告する。

第6 「重大事態」の対応について

(1) 重大事態への対応の流れ

- ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- イ いじめにより重大な被害が生じたという申出が生徒や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。
- 本校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」「学校に責任はない」という判断をしない。
- ウ 重大事態が発生した場合、校長は埼玉県教育委員会に事態発生について報告する。
- エ 客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するため、いじめ防止推進委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。) いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。
- オ 法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- カ 調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- キ 校長は、いじめ防止推進委員会による調査により得られた事実関係情報をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ク 上記の調査結果は、埼玉県教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 埼玉県教育委員会又は本校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

※ 法第28条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、つぎのようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合など。

また、第2号の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・生徒（児童生徒）が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合に、上記の目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめの事案で本校を転学・退学した場合には、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、重大な被害事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う。

さらに、いじめに重大な被害が生じたという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒または保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たる。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言しない。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は埼玉県教育委員会へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに埼玉県教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと埼玉県教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、埼玉県教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、埼玉県教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、県教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応し

たかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、県教育委員会の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒（児童生徒）の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成27年3月生徒（児童生徒）の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

- ③ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、埼玉県教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。
また、「彩の国 生徒指導ハンドブック」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

（キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

（ア）いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から))、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

第7 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

毎年度、鳩山高等学校基本方針にある各施策の効果を検証し、見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

<資料> 年間行事予定

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	・今年度「いじめ防止等のための基本的な方針」策定（いじめ防止推進委員会・企画委員会）		
	・新入生オリエンテーションに於けるいじめ防止教育（学年・生徒指導部）	・いじめ防止に関する教育（学年・生徒指導部）	
	・学年、教科、分掌、委員会毎に基本的な方針に基づく取組を策定 ・非行防止教室におけるネットいじめ防止の啓発		
6 月	・学校評価懇話会において基本方針の協議 ・生徒、保護者対象としたヒアリング（担任）		
7 月	・「学校いじめ防止基本方針」1 学期評価・改善検討		
9 月	・人権教育の実施（人権教育推進委員会）		
12 月	・「学校いじめ防止基本方針」2 学期評価・改善検討 ・生徒、保護者対象いじめアンケート実施（いじめ防止推進委員会）		
1 月	・学校評価懇話会において基本方針の協議		
2 月	・「学校いじめ防止基本方針」年間評価（いじめ防止推進委員会）		
3 月	・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止推進委員会） ・今年度の成果・課題及び新年度の取組を検討（企画委員会）		

<資料>いじめ発見のチェックポイント（彩の国 生徒指導ハンドブックより引用）

	観察の視点	あてはまる子の名前
朝の会	<input type="checkbox"/> 担任が来るまで廊下で待っている。 <input type="checkbox"/> 他の子どもよりはやく登校する。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる。 <input type="checkbox"/> 担任のあいさつや出席確認のときに返事がない、または極端に小さい。 <input type="checkbox"/> 沈んだ表情や緊張した様子をしている。	
授業の開始時及び授業	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 授業の始めに用具が散乱している。 <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 班決めなどのとき、話し合いの輪に入れない。 <input type="checkbox"/> 係などを選ぶとき、その子の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする。 <input type="checkbox"/> ほめられると、嘲笑やからかいなどが起こる。 <input type="checkbox"/> 正しい意見なのに冷やかされる。 <input type="checkbox"/> 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる。 <input type="checkbox"/> 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたづらをされる。 <input type="checkbox"/> 実験などの後片付けをいつもやらされている。 <input type="checkbox"/> 道具や器具に触らせてもらえず、順番がなかなか回ってこない。 <input type="checkbox"/> 音楽の授業で歌えなくなる。 <input type="checkbox"/> 内緒話をされている。 <input type="checkbox"/> 不自然に机や椅子が離されている。 <input type="checkbox"/> 不調を訴え、保健室に行くことが増える。	
休み時間	<input type="checkbox"/> いつも一人でポツンといる。 <input type="checkbox"/> 笑顔が見られずおどおどしている。 <input type="checkbox"/> 特に用事がないのによく職員室に来る。 <input type="checkbox"/> 移動教室のとき、荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> 格闘技ごっこなどでやられている。 <input type="checkbox"/> 保健室や相談室に来る回数が多くなる。 <input type="checkbox"/> 授業が始まっても教室に戻りたがらない。	
給食時	<input type="checkbox"/> 机を寄せて席を作らない、または寄せても隙間がある。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたづらされる（意図的な配り忘れ、盛り付けの量の差など） <input type="checkbox"/> 給食を食べない、食欲がない。 <input type="checkbox"/> 早食い競争などをやらされている。 <input type="checkbox"/> 配膳を嫌がられている。 <input type="checkbox"/> いつも片づけをさせられている。	

清掃時	<input type="checkbox"/> 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い。 <input type="checkbox"/> 机や椅子が運ばれずに、放置されている。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたり、ぬれたりしている。 <input type="checkbox"/> 清掃後、頻繁に授業に遅れてくる。	
帰りの会	<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなると、よく訴えに来る。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、破けていたりしている。 <input type="checkbox"/> 泣いている、または机にふせたままている。 <input type="checkbox"/> 自分の持ち物でないものを机やロッカー、かばんに入れている。	
部活動・クラブ活動	<input type="checkbox"/> 参加しないことが多く、表情も暗い。 <input type="checkbox"/> 一人だけで、大変な仕事（準備や後片付け）をやらされている。 <input type="checkbox"/> ペアの練習でいつも取り残される。 <input type="checkbox"/> 練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている。 <input type="checkbox"/> やめたいなどの訴えがある。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしないけが、あざ、汚れがある。 <input type="checkbox"/> 道具を隠される。 <input type="checkbox"/> 孤立している。	
放課後から下校時	<input type="checkbox"/> 急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている。 <input type="checkbox"/> いつも教師に相談したそうに寄ってくる。 <input type="checkbox"/> 鞆や持ち物がなくなっている。 <input type="checkbox"/> ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている。 <input type="checkbox"/> 校舎内の柱や壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされている。 <input type="checkbox"/> 皆の荷物を持たされる。 <input type="checkbox"/> 一人で帰る。	
学校生活全般	<input type="checkbox"/> 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる。 <input type="checkbox"/> 一人で離れて仕事をしている。 <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長に選ばれる。 <input type="checkbox"/> 無理に役員を押し付けられる。 <input type="checkbox"/> 宿題や集金などの提出物が遅れる。 <input type="checkbox"/> 一人の子の机や持ち物を触ろうとしない。 <input type="checkbox"/> 連絡帳、生活ノート、絵画作品等にかげりのある表情が見受けられる。	

いじめ早期発見のチェックポイント

- ① 該当する項目があれば、子どもに声をかける。
- ② 複数該当する項目があれば、学年等職員に相談する。